

平成30年5月  
1日から

# ポータビリティが拡充されます

## 加入者期間15年以上で退職した方も脱退一時金相当額を他の制度へ移換（持ち運ぶ）できるようになります

会社を退職し、当基金の加入者の資格を喪失したときに加入者期間が15年以上ある方は、年金を受ける資格（老齢給付金の受給資格）を得ることができます。

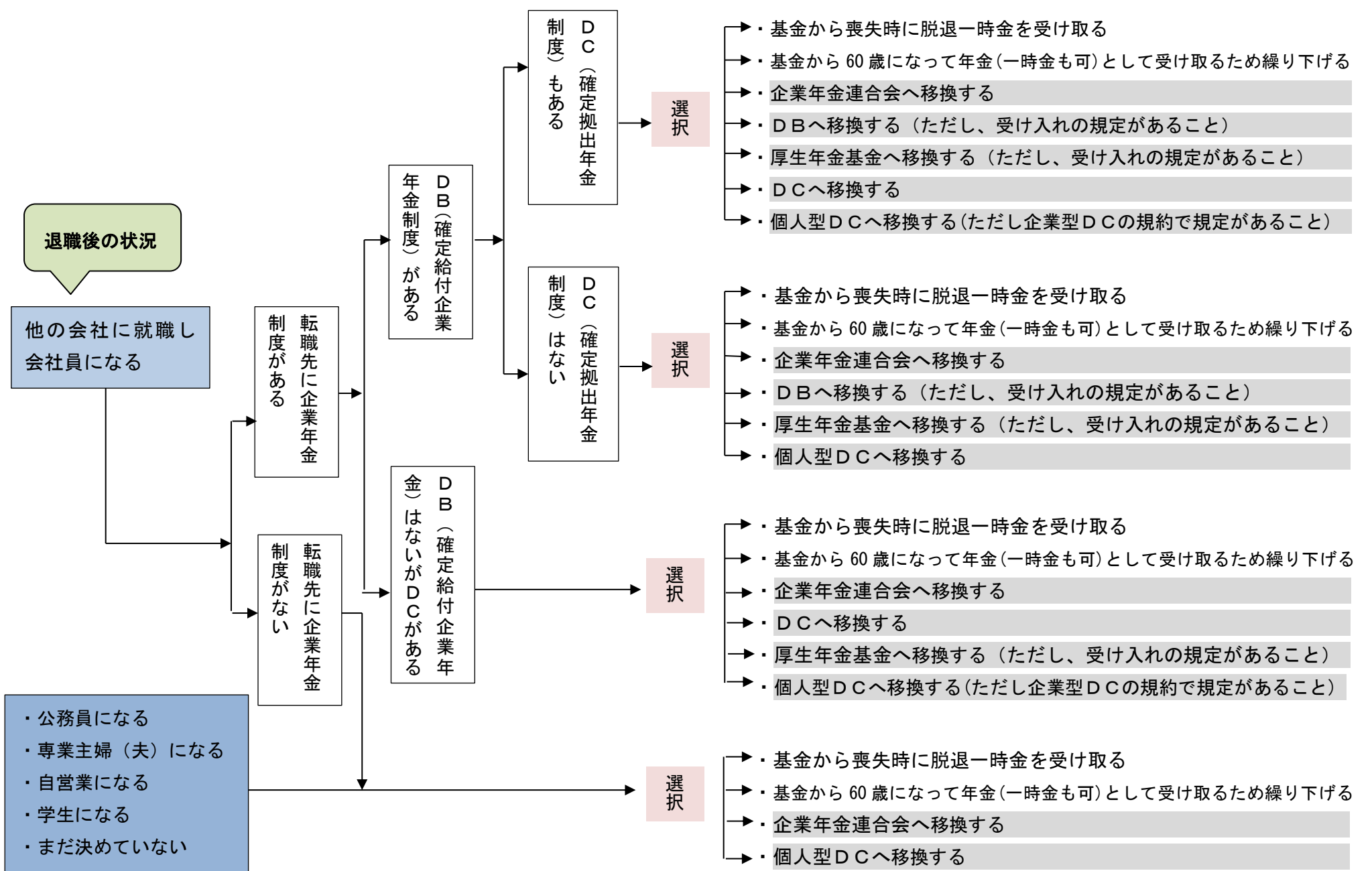
年金を受ける資格を得た方は、①喪失時に脱退一時金を受け取るか、②脱退一時金を繰り下げて年金受給開始年齢の60歳になってから、年金か一時金として受け取るかを選択することができます。（脱退一時金を繰り下げた場合でも、いつでも60歳前に一時金を受け取ることも可能）

平成30年5月1日からは、今までの選択肢に加えて、③脱退一時金相当額を他の企業年金制度に移換し（持ち運ぶ）、加入者期間を通算して、他の年金制度から給付を受けることも選択できるようになりました。（この仕組みをポータビリティといいます。）ただし、選択できる移換先（持ち運び先）は、退職後の状況により下図のとおり異なります。

### 退職後の脱退一時金の受け取り方の選択肢

DB：確定給付企業年金 DC：企業型確定拠出年金 個人型DC：個人型確定拠出年金

は平成30年5月1日から増える選択肢



・加入者期間15年未満で退職した方のポータビリティについては、従来どおり変更ありません。上記図の「基金から60歳になって年金(一時金も可)として受け取るため繰り下げる」の選択肢を除いたものとなります。

・当基金は、従来どおり他の企業年金制度からの受け入れを行わないため、脱退一時金相当額を持ち込むことはできません。